

3 2 障害者福祉事業（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

本県の身体障害者（児）の数は第1表、知的障害者（児）の数は第2表のとおりである。

これらの身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対しては、「障害者基本法」、「障害者自立支援法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」及び「児童福祉法」に基づき、県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター、西部厚生環境事務所の関係機関等が、相互に緊密な連携を図りながら援護の施策を進める。

第1表 身体障害者（児）の数（平成24年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声言語・ そしやく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	46	123	504	195	868
	広島市分	46	122	489	226	883
	福山市分	5	52	197	73	327
	計	97	297	1,190	494	2,078
18歳以上	県 分	5,101	5,843	33,979	15,865	60,788
	広島市分	3,427	3,569	21,923	11,432	40,351
	福山市分	1,434	1,876	9,988	4,810	18,108
	計	9,962	11,288	65,890	32,107	119,247
合 計	県 分	5,147	5,966	34,483	16,060	61,656
	広島市分	3,473	3,691	22,412	11,658	41,234
	福山市分	1,439	1,928	10,185	4,883	18,435
	計	10,059	11,585	67,080	32,601	121,325

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（平成24年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	322	711	655	1,405	3,093
	広島市分	201	587	511	1,077	2,376
	計	523	1,298	1,166	2,482	5,469
18歳以上	県 分	1,207	4,409	2,992	1,712	10,320
	広島市分	556	1,723	1,348	1,227	4,854
	計	1,763	6,132	4,340	2,939	15,174
合 計	県 分	1,529	5,120	3,647	3,117	13,413
	広島市分	757	2,310	1,859	2,304	7,230
	計	2,286	7,430	5,506	5,421	20,643

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

〔「広島県障害者プラン」の推進〕

平成16年3月に策定した「広島県障害者プラン」に基づき、障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現に向けて、総合的かつ長期的視点で障害者施策の計画的推進を図るとともに、「第3期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

1 啓発・広報

(1) 啓発広報の推進

ア 障害者福祉の推進等（予算額 1,144千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図る。

(ア) 身体障害者福祉大会の開催

第 51 回（平成 24 年度）広島県身体障害者福祉大会

- 期 日 平成 24 年 9 月 9 日（日）
- 場 所 安芸高田市民文化センター（クリスタルアージュ）（安芸高田市）

(イ) 知的障害者福祉大会の開催

第 38 回広島県知的障害者福祉大会

- 期 日 平成 24 年 11 月 18 日（日）
- 場 所 東広島市中央公民館（東広島市）

(ウ) 精神保健福祉講演会（こころいきいきフェスタ）の開催

精神障害者の自立と社会復帰を支援する地域社会づくりを推進するために、年 2 回の開催を予定。

(エ) 啓発冊子の発行等

「障害のある人びとの福祉」の発行等

イ ふれ愛プラザ運営費等の助成（予算額 3,746 千円）

ノーマライゼーションの理念の推進と県民への福祉の啓発を図るため、紙屋町地下街福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営費等を助成する。（平成 13 年度創設）

- 運営主体 (社) 広島県就労振興センター
- 事業内容 授産製品の展示・販売、福祉情報の発信、車椅子の貸出等
- 開業時間 11:00~21:00
- 場所（規模） 紙屋町地下街南端部（約 48 m²）

ウ 【新】「あいサポートプロジェクト」実施事業（予算額 29,043 千円）

誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、地域社会全体の思いを強くつなげる環境づくりに向けての機運を醸成することなどを目的として、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成 23 年度創設）

① あいサポート運動の実施

「あいサポーター」研修の出前講座等（平成 24 年 3 月末現在 あいサポーター数：26,672 人、あいサポート企業・団体数：117 企業・団体）

② あいサポートひろしまフォーラム及びアート展等の開催

トークセッション、シンポジウム、障害者アート展等を開催して、あいサポート運動を周知する。

(2) 障害者及び障害者団体の自主的活動の推進

団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

第 3 表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
(一社) 広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
(社福) 広島県肢体障害者連合会	140	140	140
(社福) 広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
(一社) 広島県ろうあ連盟	140	140	140
広島県難聴者・中途失聴者団体連合会	110	110	110
(特活) 広島県腎友会	110	110	110
恵 声 会	110	110	110
(社) 全国脊髄損傷者連合会 広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県 10/10〕

第4表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

(単位 千円)

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
(社) 広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協議会	110	110	110
(特活) 広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児(者)を守る会	100	100	100
広島県心身障害者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

[負担割合 県10/10]

2 保健・医療・福祉

(1) 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実

ア 自立支援医療（更生医療）（予算額 879,170千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和24年度創設・平成18年度自立支援医療に移行）

第5表 更生医療の給付状況

(単位 人, 千円)

区 分	平成23年度		平成22年度		平成21年度		
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	2	46	1	27
	肢体不自由	84	8,102	105	14,113	119	12,527
	心臓機能障害	5	4,531	10	10,061	6	816
	じん臓機能障害	152	162,527	125	153,531	116	156,732
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	8	1,157	6	11,233	—	—
	免疫機能障害	2	226	1	332	2	225
	入院外	視覚障害	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害		1	2	1	9	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害		2	8	1	35	1	32
肢体不自由		11	81	10	79	13	109
心臓機能障害		2	9	5	342	3	16
じん臓機能障害		695	669,319	673	589,561	664	519,964
小腸機能障害		0	0	0	0	0	0
肝機能障害		27	7,010	20	3,442	—	—
免疫機能障害		42	17,318	34	14,064	23	6,682
訪問看護		1	180	1	352	1	1,304
計	1,032	870,470	994	797,200	949	698,434	

(注) 広島市及び福山市を除く。

[負担割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4]

イ 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 3,757,129千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和40年度創設・平成18年度自立支援医療に移行）

第6表 精神通院医療の給付状況

(単位 人, 件)

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
平成23年度	18,726	310,046
平成22年度	17,469	284,537
平成21年度	15,705	244,890

(注) 1 広島市を除く。

[負担割合 国1/2, 県1/2]

2 通院患者数については、各年度とも6月30日現在の数である。

ウ 重度心身障害者医療の公費負担（予算額 4,230,408 千円）

重度心身障害者（児）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳 1 級～ 3 級又は療育手帳④（最重度知的障害者）、A（重度知的障害者）、⑤（中度知的障害者）の交付を受けている者（児）の医療費を負担する市町（広島市、福山市を含む。）に対し助成する。

（昭和 48 年度創設）

ただし、次の場合は対象から除く。

- 生活保護の適用を受けているとき。
- 児童福祉施設（公費により医療費が支弁される施設に限る。）に入所しているとき。
- 障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- 国民健康保険法の被保険者で、同法第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置により、当該市（町）の区域内に住所を有することとなったとき。

第 7 表 重度心身障害者医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療費 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
平成 22 年度	63,028 人	1,759,884 件	8,154,976 千円	3,825,127 千円	4,634 円
平成 21 年度	62,010 人	1,750,028 件	7,932,701 千円	3,726,708 千円	4,533 円
平成 20 年度	61,025 人	1,718,088 件	7,900,822 千円	3,551,635 千円	4,599 円

〔負担割合 県 1/2, 市町 1/2, 広島市は県 40/100〕

エ 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 496 千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成 18 年度創設）

第 8 表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
平成 23 年度	4 (平成 22 年度からの繰越 2 件を含む。)	裁決（棄却）1 件, 裁決（認容）1 件, 取下げ 1 件 平成 24 年度へ繰越 1 件
平成 22 年度	2	平成 23 年度へ繰越 2 件
平成 21 年度	6 (平成 20 年度からの繰越 4 件を含む。)	裁決（棄却）4 件, 裁決（認容）1 件, 取下げ 1 件

(2) 生活支援体制の整備

ア 県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター（児童相談所、知的障害者更生相談所）における相談指導

知的障害児、重症心身障害者（児）に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。

また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。

第 9 表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況（県分）

（単位 件）

区 分		こども家庭センター	
		知的障害者更生相談所分	児童相談所分
平成 23 年度	相談指導	3,995	2,538
	施設給付費支給決定施設措置	602	602
平成 22 年度	相談指導	4,199	2,645
	施設給付費支給決定施設措置	607	607
平成 21 年度	相談指導	4,632	3,060
	施設給付費支給決定施設措置	912	912

（注）広島市を除く。

第10表 身体障害者の更生相談の状況

(単位 人, 件)

区	分	相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	平成23年度	4,021	3,948	2,644
	平成22年度	3,618	3,391	2,559
	平成21年度	3,207	3,146	2,437

(注) 広島市を除く。

イ ろうあ者専門相談員の設置 (予算額 17,011千円)

次の機関に、ろうあ者専門相談員各1名(計6名)を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課(平成22年度設置)、

西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所(昭和56年度設置)、

東部厚生環境事務所福山支所(昭和47年度設置)、北部厚生環境事務所(昭和49年度設置)、

県立身体障害者更生相談所(昭和45年度設置)

第11表 ろうあ者専門相談員の活動状況

(単位 件, 人)

区	家族関係	結婚・離婚	生活・生計	職業・職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	施設	補装具	日常生活用具	障害者手帳	年金・保険	その他	計	相談指導実人員
23年度	123	69	252	211	45	276	36	11	110	12	68	626	1,839	1,192	
22年度	114	18	193	193	28	423	8	10	129	1	49	606	1,772	1,124	
21年度	117	18	280	99	91	349	6	40	134	13	100	766	2,013	1,343	

ウ 障害児等療育支援事業 (予算額 30,330千円)

障害児等地域療育を実施する施設が在宅の障害児等に対し療育相談・指導を行い、又保育所等施設に対する療育技術の指導を行う。(平成8年度創設)

○ 実施施設 障害児施設, 障害者施設

施設・事業種別	施設・事業所名	住所	法人名
福祉型障害児入所施設	福山六方学園	福山市水呑町	(社福) 創樹会
障害者支援施設	尾道サンホーム	尾道市木ノ庄町	(社福) 尾道さつき会
医療型障害児入所施設	子鹿医療療育センター	三次市栗屋町	(社福) ともえ会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	(社福) 柏学園
医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	(社福) 広島県福祉事業団
医療型障害児入所施設	わかば療育園	東広島市八本松町	(社福) 広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	(社福) 呉福祉会
生活介護	くさのみ作業所	廿日市市串戸	(社福) くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	(社福) 「ゼノ」少年牧場
福祉型障害児入所施設	中国芸南学園児童部	竹原市忠海東町	(社福) 中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	(社福) こぶしの村福祉会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	(社福) あづみの森

(注) 1 広島市を除く。

[負担割合 県10/10]

2 若草園については、療育拠点施設事業も併せて実施。

3 わかば療育園については、療育拠点施設事業のみを実施。

エ 障害者相談支援従事者等研修事業 (予算額 2,705千円)

(ア) 障害者相談支援従事者研修 (初任者・現任)

障害者相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

(平成 23 年度研修開催実績)

区 分	初任者研修	現任研修
対 象 者	市町職員, 相談支援事業所職員等 (新規従事者を対象)	同左の者で初任者研修の修了者 (実務経験概ね 5 年程度)
研修修了者数	432 名	114 名

(イ) 障害福祉サービスの利用決定等に係る研修

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害程度区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。

(平成 23 年度研修開催実績)

区 分	障害程度区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害程度区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対 象 者	市町職員, 相談支援事業所職員等 (新規従事者)	市町職員, 相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員
研修修了者数	69 名	61 名	54 名

(ウ) サービス管理責任者に係る研修

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者研修を実施する。

(平成 23 年度研修開催実績)

対 象 者	事業所職員等
事業所職員等	476 名

(エ) その他 (国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣)

県が実施する障害者相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する障害者相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者指導者養成研修及び障害程度区分認定調査員指導者研修へ派遣する。

オ 発達障害者支援センター運営事業 (予算額 23,101 千円)

自閉症等発達障害児 (者) 及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。(平成 17 年度創設)

- 実 施 主 体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ (東広島市八本松町米満)
- 事業概要 相談・療育・就労支援, 普及啓発・研修, 関係機関の連絡調整

第 12 表 発達障害者支援センター事業実績 (平成 23 年度)

事業内容		所管地域内	所管地域外
発達障害児 (者) 及びその家族等に対する支援	相談支援	実支援人数	203 人
		延支援件数	586 件
	発達支援	実支援人数	58 人
		延支援件数	191 件
	就労支援	実支援人数	30 人
		延支援件数	117 件
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催研修・共催研修	実施回数	15 回
		延参加人数	675 人
	講師派遣	実施回数	76 回
		延参加人数	2,849 人
	事業説明	実施回数	1 回
		延説明人数	68 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会	実施回数	2 回
		延参加団体数	34 団体
	調整会議	実施回数	57 回
		延参加団体数	485 団体
	機関コンサルテーション	実支援箇所数	29 箇所
		会議回数	21 回

(注) 所管地域外とは広島市及び県外である。

(負担割合 国 1/2, 県 1/2)

カ 発達障害児市町支援体制推進事業（予算額 7,389 千円）

発達障害児とその家族が、地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

(ア) 発達障害児（者）支援体制サポート事業

発達障害児とその家族にとって身近な地域である市町において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害市町サポートコーチを1名配置し、市町への助言、支援人材の養成研修などを実施する。

(イ) 県民向け発達障害啓発事業

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象とした講演会、シンポジウムを開催する。

キ 【新】障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 5,796 千円）

障害者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する関係機関の連携協力体制等を整備するため、

①関係機関等の連携による障害者虐待防止のネットワーク体制のあり方について検討、②市町や相談支援事業所における相談・通報時の対応、支援に関する知識、障害福祉サービス事業所等における虐待予防等に関する研修などを実施する。（平成23年度創設）

(ア) 障害者虐待防止ネットワーク検討委員会

障害者虐待防止・権利擁護に関する仕組み、関係機関の連携協力体制のあり方等について検討する。

(イ) 県障害者権利擁護センター運営費

虐待事案についての市町からの報告の受理等を行う県障害者権利擁護センターの業務は、専門機関に委託して実施する。

(ウ) 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を、県障害者権利擁護センターへ委託して実施する。

(エ) 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

(3) 障害福祉サービス等の充実

ア 介護給付、訓練等給付事業（予算額 8,201,583 千円）

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成18年度創設）

第13表 介護給付、訓練等給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成24年度（見込）	23	8,201,583
平成23年度	23	6,617,691
平成22年度	23	6,129,137

（注）広島市及び福山市を含む。

（負担割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4）

第14表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（平成24年4月1日現在）

サービス種別	県分	その他市町分	合計
居宅介護（ホームヘルプ）	9	517	528
重度訪問介護	9	504	513
行動援護	2	47	49
同行援護	1	131	132
療養介護	10	1	11
生活介護	113	70	183
短期入所（ショートステイ）	3	134	137
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活介護（ケアホーム）	0	62	62
施設入所支援（障害者支援施設）	41	23	64
自立訓練（機能訓練）	7	1	8
自立訓練（生活訓練）	16	4	20
就労移行支援（資格取得型）	0	0	0
就労移行支援（一般型）	35	25	60
就労継続支援A型	11	15	26
就労継続支援B型	94	66	160
共同生活援助（グループホーム）	37	28	65
一般相談支援	0	86	86
特定相談支援	10	71	81

※休止中・廃止の事業所は除く。

イ 【新】障害児通所給付事業（予算額 540,690千円）

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。（平成24年度創設）

第15表 障害児通所給付事業事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成24年度（見込）	23	540,690

（注）広島市及び福山市を含む。

（負担割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4）

ウ 身体障害者（児）補装具の交付・修理（予算額 166,287千円）

身体障害者（児）の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、盲人安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。

第16表 補装具の交付・修理の状況（平成23年度）

（単位 件、円）

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義 肢		64	23,071,414	95	16,487,567	159	39,558,981
装 具		110	10,484,825	32	1,062,199	142	11,547,024
座 位 保 持 装 置		89	32,471,663	116	11,969,929	205	44,441,592
盲 人 安 全 つ え		78	305,147	2	2,583	80	307,730
義 鏡		28	1,777,059	0	0	28	1,777,059
眼 鏡		38	950,599	3	49,380	41	999,979
補 聴 器		327	22,769,094	194	4,068,427	521	26,837,521
車 椅 子		267	60,516,456	472	17,518,888	739	78,035,344
電 動 車 椅 子		31	18,199,329	200	12,468,332	231	30,667,661
座 位 保 持 椅 子		22	1,879,023	2	241,864	24	2,120,887
起 立 保 持 具		0	0	3	87,878	3	87,878
歩 行 器		24	1,736,589	4	100,507	28	1,837,096
頭 部 保 持 具		16	110,939	0	0	16	110,939
排 便 補 助 具		0	0	1	45,526	1	45,526
歩 行 補 助 つ え		35	267,862	3	11,025	38	278,887
重度障害者用意思伝達装置		7	3,084,615	5	154,560	12	3,239,175
計		1,136	177,624,614	1,132	64,268,665	2,268	241,893,279

（注）広島市及び福山市を除く。

（負担割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4）

エ 特別児童扶養手当の支給（予算額 33,817千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和39年度創設）

項目	内容
支給要件	重度若しくは中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	○1級（重度）児童1人につき月額 50,400円（平成24年4月から） ○2級（中度）児童1人につき月額 33,570円（平成24年4月から）

第17表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

（単位 人）

平成22年度末 受給者数	平成23年度中の異動											平成23年度末 受給者数
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資格喪失						支給停止	他県へ転出	
				20歳到達	児童死亡	障害が軽度	受給者死亡	その他	計			
4,554	735	64	72	229	27	3	6	187	452	79	55	4,839

（注）広島市及び福山市を含む。

第18表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

（単位 人）

区分	受給児童数	障害別受給児童数					
		精神障害		身体障害		重複障害	
		重度	中度	重度	中度	重度	中度
平成23年度	4,984	1,239	2,315	740	568	121	1
平成22年度	4,666	1,227	2,031	723	564	120	1
平成21年度	4,305	1,219	1,702	696	569	119	0

（注）1 広島市及び福山市を含む。
2 各年度末の人数である。

オ 特別障害者手当等の支給（予算額 22,488千円）

○ 特別障害者手当の支給

20歳以上の重度障害者に、重度の障害により特に必要とされる負担の軽減を目的として、手当を支給する。（昭和61年度創設）

項目	内容
支給要件	日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に支給。 ただし、次の場合は除かれる。 ○施設に入所しているとき。 ○病院又は診療所へ3か月を超えて入院しているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 26,260円（平成24年4月から）

○ 障害児福祉手当の支給

20歳未満の重度障害児に、その福祉の向上を図るため、手当を支給する。（昭和61年度創設）

項目	内容
支給要件	日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害児に支給。 ただし、次の場合は除かれる。 ○施設に入所しているとき。 ○障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 14,280円（平成24年4月から）

○ 福祉手当の支給（経過措置）

次のいずれにも該当する 20 歳以上の重度障害者に、その福祉の向上を図るため、手当を支給する。

（昭和 61 年度創設）

- ア. 昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上であること
- イ. 昭和 61 年 4 月 1 日において従前の福祉手当の受給資格を有すること
- ウ. 特別障害者手当を受けることができないこと
- エ. 障害基礎年金を受けることができないこと

項目	内 容
支給要件	日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に支給。 ただし、次の場合は除かれる。 ○ 施設に入所しているとき。 ○ 障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 14,280 円（平成 24 年 4 月から）

第 19 表 特別障害者手当等受給者の状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当（経過措置）
平成 23 年度	3,494	1,705	167
平成 22 年度	3,529	1,663	189
平成 21 年度	3,435	1,579	205

- （注）1 広島市及び福山市を含む。
2 各年度末の人数である。

カ 心身障害者扶養共済制度（予算額 621,053 千円）

心身障害者（児）を扶養している保護者の死後、残された障害者（児）の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。（昭和 45 年度創設）

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者（児）の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円（口数追加加入者の場合 月額 40,000 円）

第 20 表 加入者及び年金受給者の状況

（単位 人、口）

区 分	加入者	年金給付	弔慰金給付	
平成 23 年度	県 分	1,833	1,228	677
	広島市分	936	501	205
	計	2,769	1,729	882
平成 22 年度	県 分	1,900	1,205	666
	広島市分	961	493	198
	計	2,861	1,698	864
平成 21 年度	県 分	1,949	1,166	658
	広島市分	992	479	192
	計	2,941	1,645	850

- （注）1 県分に福山市を含む。
2 各年度末現在の数値である。
3 弔慰金については、累計である。

キ 広島県障害者社会参加推進事業（予算額 55,938 千円）

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして

実施する。(昭和39年度創設)

第21表 広島県障害者社会参加推進事業(県実施事業)の状況

(単位 千円)

事業名	事業内容	平成24年度(予定)	平成23年度	平成22年度
【共通分野】				
相談支援				
①相談員活動強化事業(平成10年度創設)	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	1,038	450	532
情報支援				
②点字による即時情報ネットワーク事業(平成4年度創設)	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,744	1,744	1,894
③障害者ITサーバ・データ設置事業(平成16年度創設)	IT相談員を配置し、ITに関する利用相談、情報提供、パソコン教室、パソコンボランティアの養成、派遣等を行う。	4,224	4,447	4,659
生活訓練				
④生活訓練(昭和47年度創設)	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)に対して、ストマ用具に関することや社会生活に関することについて講習等を実施する。	474	474	494
⑤音声機器障害者発声訓練・指導者養成事業(昭和47年度創設)	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	400	386	368
⑥歩行訓練指導者養成事業(平成20年度事業組換え)	視覚障害者の歩行訓練を指導する訓練士の養成を行う。	-	-	2,130
スポーツ振興等地域交流支援				
⑦スポーツ指導員養成事業(平成元年度創設)	初級スポーツ指導員について、県内において養成講習会を実施する。	428	476	484
⑧広島県障害者スポーツ大会開催事業(平成19年度創設)	障害者スポーツの普及と交流を深めるために障害者スポーツ大会を実施する。(全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる)	1,665	1,851	1,894
⑨全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業(昭和40年度創設)	平成24年度(10月13日(土)～15日(月)) 「ぎふ清流大会」(岐阜県) 選手役員85名(予定)	10,742	10,429	8,656
⑩広島県知的障害者スポーツ大会開催事業(平成7年度創設)	知的障害者スポーツの普及と交流を深めるために知的障害者スポーツ大会(ブリガ)を実施する。(全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる)	180	180	333
⑪障害者スポーツ・育成・競技力強化事業(平成17年度創設)	障害者スポーツの育成・競技力を強化するための事業を実施する。	285	793	854
⑫文化・芸術活動振興事業(平成10年度創設)	障害者の文化・芸術活動を推進し、地域の人々との交流を図るため、障害者の作品を絵画展、陶芸展への出展及び音楽会への参加等の機会を設ける。	520	520	578
啓発・広報事業				
⑬啓発・普及事業	身体障害者福祉大会、知的障害者福祉大会及び障害者保健福祉普及啓発講演会開催費の一部に対して補助を行うとともに、障害者福祉制度の紹介をしたパンフレットを作成する。	1,144	1,246	1,295
⑭障害者ふれあいランド開催事業(平成7年度創設)	障害者に対する福祉施策の紹介や障害者が訓練や作業で製作した作品を紹介することにより、障害者に対する県民の理解と認識を深める。	-	1,024	1,138
【障害別分野】				
身体障害者支援				
⑮点訳・音訳奉仕員養成事業(昭和45年度創設)	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	534	534	556
⑯要約筆記奉仕員指導者養成事業(平成11年度創設)	要約筆記に必要な技術等の指導を行う指導者を養成する。	-	370	371
⑰要約筆記養成・研修事業(平成24年度創設)	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	1,790	-	-
⑱手話通訳者養成・研修事業(平成2年度創設)	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	2,556	2,840	2,864
⑲字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業(平成2年度創設)	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオカセットテープ等の製作、貸し出しを行う。	1,440	1,600	1,800
⑳要約筆記者派遣ネットワーク事業(平成23年度創設)	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	2,689	600	-
㉑手話通訳者派遣ネットワーク事業(平成元年度創設)	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	2,689	1,660	1,732

②盲ろう者向け通訳介助員派遣事業 (平成18年度創設)	盲ろう者の自立と社会参加をはかるため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	8,282	4,237	4,237
⑥身体障害者補助犬育成事業 (平成元年度創設)	就労等により社会活動への参加で支障があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,230	6,230	6,276
⑨盲ろう者向け通訳介助員養成・研修事業 (平成10年度創設)	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳介助員を養成する。	1,060	1,122	1,150
⑮進行性筋萎縮症者(旧)療養相談事業 (昭和54年度創設)	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者(旧)に対し、検査を行うとともに、療養方法、日常生活、更生環境に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	220	220	220
障害者社会参加推進センターの設置 (平成2年度創設、平成10年度改組)	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	5,604	6,226	6,918

[負担割合 国1/2・県1/2, ⑨の事業は県10/10]

- (注) 1 ③ ⑦ ⑪ ⑬ ⑭ ⑯以外の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。
2 ⑯の事業は、字幕入りDVD等の製作を(社)福 聴力障害者情報文化センターに委託し、貸出を広島県聴覚障害者センターで行っている。

ク 市町障害者地域生活支援事業 (予算額 574,993千円)

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。

	事業名	事業内容
必須事業	相談支援事業	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
	住宅入居支援事業 (居住サポート事業)	賃貸等による一般住宅への入居に当たって支援が必要と認められる障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。
	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び除障種等の社会参加のための移動を支援する。
その他事業	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通じ、創作活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労に困難な在宅障害者等に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。
	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者等が低廉な料金を居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
	盲人ホーム事業	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。(本県該当なし)
	訪問入浴サービス事業	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	身体障害者自立支援事業	身体障害者向け賃貸住宅等に居住している重度身体障害者に対し、身辺介助や家事援助などのサービスを提供する。(本県該当なし)
	重度障害者在宅就労促進特別事業	在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練を支援する。(本県該当なし)
	更生訓練費・施設入所費減免支度金給付事業	社会復帰の促進を図るため、就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している障害者等の実習及び訓練に要する費用や、施設入所費の訓練を終了し自立する際の支度金を支給する。
	知的障害者職業観望制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の厚生労働省で熟意を有する事業経営者等の私人で買収、生活指導や施設訓練等を行う。
	生活支援事業	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導、本人活動支援、ボランティア活動支援、福祉機器の貸付などを行う。
	日中一時支援事業	日中、障害者福祉サービス事業所や学校の空き教室などにおいて、障害者等が運動の場を確保し、見守り、社会適応するための日常的な訓練等を行う。
	生活サポート事業	介護付有料老人ホーム等のうち、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行う。
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会の開催、障害者の作品展や音楽会などの芸術・文化活動の支援、視覚障害者に対する点訳・音声訳による広報啓行、手話・要約筆記等職員等の養成研修、自動車運転免許の取得や自動車の改造に対する助成などを行う。
	地域移行のための安心生活支援事業	地域での一人暮らしに不可欠な体験的宿泊を提供するための居室の確保や地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置するなど、障害者の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。
	成年後見制度普及啓発等事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援等を行う。
	障害児支援体制整備事業	児童発達支援センターに専門職を配置し、支援機能の強化を図るほか、障害児通所支援事業を利用していない障害児や家族の居場所作りを行う。

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/2以内、県1/4以内、市町1/4]

ケ 施設サービスの利用等

第22表 障害者支援施設数の状況（平成24年4月1日現在）

（単位 所）

種別		県分	その他市分	合計
昼間 サービス 実施	施設入所支援	38	23	61
	生活介護	35	22	57
	自立訓練（機能訓練）	2	1	3
	自立訓練（生活訓練）	3	0	3
	就労移行支援（一般型）	2	1	3
	就労移行支援（資格取得型）	0	0	0
	就労継続支援B型	2	1	3

第23表 障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（平成24年4月1日現在）

（単位 所、人、%）

区分	施設数	定員	利用人員	内他県 利用人員	利用率	
施設入所支援	61	3,111	3,045	134	97.9	
昼間 サービス 実施	生活介護	57	2,932	2,933	106	100.0
	自立訓練（機能訓練）	3	93	71	4	76.4
	自立訓練（生活訓練）	3	58	57	2	98.3
	就労移行支援（一般型）	3	52	44	25	84.6
	就労移行支援（資格取得型）	0	0	0	0	-
	就労継続支援B型	3	134	135	6	100.8

第24表 障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況（平成24年4月1日現在）

（単位 所、人、%）

区分	施設数	定員	利用人員				利用率
			県分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	256	160	86	3	249	97.3
医療型障害児入所施設	8	472	274	150	6	430	91.1
指定医療機関（重心）	2	200	89	75	24	188	94.0
指定医療機関（肢体）	1	10	2	4	1	7	70.0
合計	20	938	525	315	34	874	93.2

（注1）県分に福山市を含む。

〔負担割合 県分 国1/2, 県1/2〕

（注2）定員、利用人員及び利用率は、障害福祉サービス分を含む。

（注3）指定医療機関（肢体）の定員については、全体の定員（120人）から療養介護の定員（110人）を除いた数。

第25表 障害児通所支援事業の状況（平成24年4月1日現在）

（所）

区分	事業所数	支援の種類				
		児童発達支援 （センター）	児童発達支援 （センターを 除く。）	医療型児童発 達支援	放課後等デイ サービス	保育所等訪問 支援
県分	71	9	50	2	53	9
広島市分	37	4	28	2	30	1
計	108	13	78	4	83	10

（注1）県分に福山市を含む。

〔負担割合 国2/4, 県1/4, 市町1/4〕

（注2）休止中の事業所を除く。

(4) 施設整備等

ア 障害者施設等の整備

障害者の地域生活移行、就労支援等を図るため、計画的な整備を推進する。

平成23年度の整備実績は、次表のとおりである。

平成 23 年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
知的障害児施設・知的障害者更生施設	六方学園	(社福) 六方学園	大規模修繕	鉄筋コンクリート 2 階建	90 人	東広島市	国庫
障害者支援施設	ニューライフ君田	(社福) 備北福祉会	大規模修繕	鉄筋コンクリート平屋建	52 人	三次市	国庫
障害福祉サービス事業所	ふたばの朝	(医社) 和恒会	創設	鉄骨造 2 階建	10 人	呉市	国庫
障害者支援施設	広賀園・松籟園	(社福) 広賀会	大規模修繕	鉄筋コンクリート平屋建	60 人	東広島市	国庫
障害福祉サービス事業所	就労サポートありんこ	(社福) 倫	大規模修繕	鉄骨造平屋建	20 人	東広島市	国庫
障害福祉サービス事業所	ありんこ楢原ホーム	(社福) 倫	大規模修繕	鉄骨造 3 階建 (2, 3 階部分)	8 人	東広島市	国庫
障害福祉サービス事業所	とよの郷	(社福) みどりの町	創設	鉄骨造平屋建	20 人	三原市	国庫
障害福祉サービス事業所	清風会海田工場	(社福) 清風会	創設	鉄骨造 3 階建	30 人	安芸郡海田町	国庫

(注) 広島市及び福山市の所管分を除く。

(負担割合 補助基本額に対し、国 2/3, 県 1/3)

イ 県立社会福祉施設の運営

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成 18 年度から、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

○ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団

第 26 表 広島県立社会福祉施設の状況

(単位 人)

施設名		定員	施設の目的
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	病床数 120	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
	療養型障害児入所施設園	入所 62	肢体不自由児を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	療養型児童発達支援センター若草園	通所 40	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	療養型障害児入所施設園若草療育園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	あけぼの	入所 70 日中 80	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	スポーツ交流センター	-	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	療養型児童発達支援センター福山若草育成園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	療養型障害児入所施設園福山若草療育園	入所 49	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
障害者療育支援センター	松陽寮	入所 148 日中 174	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
	療養型障害児入所施設園わかば療育園	入所 55	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。

ウ 県立障害者リハビリテーションセンター整備事業（予算額 1,291,060 千円）

県立障害者リハビリテーションセンターの根幹施設として、障害者に対する高度で専門的な医療を提供している医療センターについて、機能の強化、新たなニーズへの対応、施設の利便性向上等を目的として施設整備を行う。（平成 21 年度創設）

エ 東部地域療育体制整備事業（予算額 648,548 千円）

県東部地域の障害児療育体制の充実・強化を図るため、療育機能を持つ「県立福山若草園」の移転改築に係る実施設計を行うとともに建設予定地を取得する。（平成 23 年度創設）

(5) 障害者自立支援特別対策事業

障害者自立支援法の円滑な運用を図るため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金を設置し、それを原資として、事業者に対する運営の安定化等を図る措置や新法への移行等のための円滑な実施を図る措置を、平成 24 年度までの特別対策事業として実施する。

ア 広島県障害者自立支援特別対策事業基金

○ 設置年月日 平成 19 年 3 月 15 日

○ 基金の異動状況（平成 23 年度末）

（単位：円）

基金積立額	基金取崩額	差引残高
8,277,156,945	7,359,760,044	917,396,901

イ 障害者自立支援特別対策事業（予算額 581,990 千円）

事業概要		実施主体	負担割合			
			国	県	市町	
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置						
(1) 新体系定着支援事業	日額方式の報酬導入に伴う事業者収入減に対して、従前の月払いによる報酬額の 90%を下回る場合に、その差額を助成	障害児	県	1/2	1/2	—
		障害児	広島市	1/2	—	1/2
		障害者	市町	1/2	1/4	1/4
(2) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	サービスの適否を判断するアセスメント（暫定支給決定）の体制整備への助成		市町	1/2	1/4	1/4
(3) 地域移行支度経費支援事業	入所施設の入所者等の地域移行促進のため、物品の購入に対する助成	精神	県	1/2	1/2	—
			広島市	1/2	—	1/2
		身体的	市町	1/2	1/4	1/4
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置						
(4) 障害者自立支援基盤整備事業	新体系サービス等の基盤整備を図るため、施設の改修や備品購入等の経費を助成		県	10/10	—	—
(5) 障害者地域移行体制強化事業	グループホーム・ケアホーム借り上げ支援（敷金・礼金助成）、障害者の地域生活の支援体制を構築するモデル事業に対する助成等		県	10/10	—	—
(6) 一般就労移行等促進事業	職場実習に係る企業の設備導入経費及び企業見学を実施する就労移行支援事業者等への助成等		県	10/10	—	—
(7) 相談支援体制充実・強化事業	相談支援事業の立ち上げ支援、ピアサポート、居住サポート、自立支援協議会運営強化への助成等		県市町	10/10	—	—
(8) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業	法改正に伴うシステム開発・改修等、一時的事務経費を助成		県市町	10/10	—	—
(9) 移行定着支援事業	小規模作業所等が新体系サービスに移行した場合に生じる新たな事務処理の定着等の経過的施策に要する経費を助成		県	10/10	—	—
(10) その他法施行に伴い、緊急に必要な事業	障害者アート展覧会等の開催経費助成 体育館のバリアフリー化に係る設備整備助成等		県市町	10/10	—	—
3. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置						
(11) 福祉・介護人材の処遇改善事業	介護職員等の処遇改善を図るため、介護職員等の処遇改善に取り組む事業者に対する助成		県	10/10	—	—

3 雇用・就業

(1) 就労の場の整備

ア 障害者の経済的自立支援事業（予算額 9,252 千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。

事業名	事業概要	負担割合
経営感覚獲得事業	事業所運営者に対して、工賃向上のためのマネジメント、マーケティング、管理会計等の手法の獲得を目的とした講座を開催する。	国10/10
経営手法導入支援事業	経営コンサルタントを障害者施設等へ派遣し、専門的見地からの経営分析による工賃向上への活動を支援する。	国1/2 県1/2
好事例、展示・即売会実施事業	S-I フェスティバルの開催により、県内事業所の製品を広く紹介する。	国10/10
共同受注窓口体制整備事業	単独の事業所では実施が困難な共同受注の調整や、企業等からの受注確保を行う窓口を整備する。	国10/10

イ 知的障害者等雇用促進啓発事業（予算額 21,725 千円）

知的障害者・精神障害者・発達障害者（以下「知的障害者等」という。）を県の臨時職員として採用し、実務経験や職務能力の修得する機会を提供することにより、民間企業等における知的障害者等の雇用の促進を図る。

知的障害者等は、障害者の就労支援の経験を有するジョブ・コーディネーターの支援を受けながら、県庁本館に設置する「ワーク・サポート・ステーションひろしま」で勤務する。（平成 22 年度創設）

ウ 障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 55,139 千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成 14 年度創設）

第 27 表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

(単位 所)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
実施か所数	7	5	5

(注) 実施か所数は各年度 4 月 1 日現在の数値としている。

エ 授産施設等の製品に対する優先発注

授産施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、県として報償品や印刷物について、授産施設等の製作品に対して優先発注を行う。

4 生活環境

だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年条例第 4 号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

5 スポーツ・レクリエーション・文化・芸術

県障害者社会参加推進事業（スポーツ振興等地域交流支援）（予算額 13,392 千円）

・広島県障害者スポーツ大会開催事業

- ・障害者スポーツ育成・競技力強化事業
- ・全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業
- ・広島県知的障害者スポーツ大会開催事業
- ・文化・芸術活動振興事業

6 情報・コミュニケーション

(1) 利用しやすい情報環境の整備（予算額 24,224 千円）

県障害者社会参加推進事業（情報支援）

- ・障害者 IT サポートセンター設置事業
- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記者養成・研修事業
- ・手話通訳者養成・研修事業
- ・盲ろう者通訳介助員養成事業
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・手話通訳者派遣ネットワーク事業
- ・盲ろう者向け通訳介助員派遣事業
- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

(2) コミュニケーション支援体制の充実

ア 県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 29,270 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しをするとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

- 実施主体 （社福）広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）
住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5
電話番号 （082）229-7878

第 28 表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	10,904
カセットテープ図書	11,399
デージー図書	5,628

イ 聴覚障害者社会参加支援事業（予算額 4,383 千円）

聴覚障害者に対する情報提供，障害者全体の交流促進の場を提供する。（平成 12 年度創設）

設置場所：広島県社会福祉会館 5 階